

請負工事施行成績評定における評価項目「法令遵守等」に係る
 適応事例 14(労災事故・公衆災害関係)に関する当面の運用について
 (建設部建築局)

○平成 31 年 4 月 1 日以降に完成検査を行うものから、次のとおり運用します。

労災事故・公衆災害発生時の減点数(評価項目「法令遵守」適応事例14関係)

事故等の区分	説明	減点数
指名停止事案	・指名停止 2 週間以上のもの (「審査項目別運用表」の「法令遵守等の該当項目一覧表」の指名停止期間に応じた点数を減点)	-20～ -10
指名停止事案以外の重大事故	・労災事故(死者・多数負傷者発生) ・公衆災害(死傷者発生) ・工事関係車両による重大事故	-8
複数事故事案		
事故報告義務違反事案		
労災事故(休業 4 日以上)	・「労働者死傷病報告」対象事故	-5
断水等※(影響範囲大)		
労災事故(休業日数短～中)		-3
断水等※(影響範囲小)		
上記以外の事故等で 軽微なものなど		0

※ 断水、停電、通信不通等

(参考)工事施行成績評定審査項目別運用表(営繕用)

審査項目別運用表(営繕用)		
審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	○	該当無し
	○ -20 点	1 指名停止3ヶ月以上
	○ -15 点	2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -13 点	3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ -10 点	4 指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ - 8 点	5 文書注意
	○ - 5 点	6 口頭注意
	○ - 3 点	7 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)
① 本審査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。 【上記で評価する場合の適応事例】 ・14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。		